

「大学生以上のチーム」を対象とする
商業活動に関する運用ガイドライン

Ver.2

2025年3月12日改正
2025年4月1日施行

■ はじめに

- 本ガイドラインは、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会(以下、「JRFU」とする)が定める【商業広告への出演等に関する規程】並びに【選手の服装に関する規程】が2024年1月10日理事会を以て一部改定されたことに伴い、新たに生じる事象に関してまとめた運用ガイドラインです。
- 本ガイドラインの記載事項を順守していただいた上で一定の範囲で各チームのスポンサー契約の締結やその露出等が可能となります。その為には本ガイドラインを遵守した運用が条件となります。
- 本ガイドラインに記述された内容に限らず、何かご不明な点がありましたら、事前に、JRFUマーケティング部門(03-3401-3321)までお問い合わせください。

規程改定に伴い、大学チームによる商業活動が認められたことによって大学チーム間の経済的格差拡大や過剰な商業活動の遂行を未然に防ぐために、ルール・制限・条件等を明確化します。

■ 主な制約事項

● チームプロパティ・肖像の商業利用を一部緩和

● チームによるスポンサー広告掲出可能スペースの設定

● スポンサーによるチーム肖像使用ルールの設定

※各項目の詳細は別途「コマーシャルガイドライン」にてご確認ください。

JRFUとして以下のようなチーム協賛は認めておりません。

- アルコール類全般 ※未成年が在籍するチームに限る
- 消費者金融
- WADA/JADA未承認の健康食品
- パチンコ関連
- 先物取引
- 公営ギャンブル
- 政治・宗教関係
- 公序良俗に反しスポーツ協賛に相応しくない業種

■ 2025年2月の規程およびガイドライン改正のポイント

■ ポイント① 「選手の服装に関する規程」を改正し、公式試合中の着用物についても、一部広告の掲出が認められるようになります

(広告の掲出)

第6条 「チームの登録等に関する規程」第4条に定める「大学」、「社会人」、「学生クラブ」、「クラブ」又は「女子」の種別で日本協会に登録されているチーム(ただし、18歳以上の者で構成されるものに限る。以下「大学生以上のチーム」という。)の選手は、別途日本協会が定める「商業活動に関する運用ガイドライン」にしたがって適切に運用する場合、企業等の広告を掲出したベンチコートやトラックスーツ等衣類を着用し、または企業等の広告を掲出した競技運営備品等を所持して公式戦の行われている競技場敷地における活動を行うことができる。~~ただし、企業等の広告を掲出したジャージー、パンツ、ソックス、スパイク、アンダーウェア、ヘッドギア、マウスガード、サポーター等を着用しての公式戦の出場は認めないものとする。(削除)~~

(以降省略)

<改定後>

(広告の掲出)

第6条 「チームの登録等に関する規程」第4条に定める「大学」、「社会人」、「学生クラブ」、「クラブ」又は「女子」の種別で日本協会に登録されているチーム(ただし、18歳以上の者で構成されるものに限る。以下「大学生以上のチーム」という。)の選手は、別途日本協会が定める「商業活動に関する運用ガイドライン」にしたがって適切に運用する場合、企業等の広告を掲出したジャージー等衣類を着用し、または企業等の広告を掲出した競技運営備品等を所持して公式戦の行われている競技場敷地における活動を行うことができる。

(以降省略)

改定理由

●現規程では、試合中の着用物を除くベンチコートやトラックスーツ等にのみ広告物の掲出を認めていたが、今般の改正で、公式戦の試合中の着用物を含めガイドラインに基づき広告掲出を認めるとすることから、記述内容を変更する。

■ ポイント② 公式戦の試合中の着用物で認められるのはジャージーとパンツのみ。

公式戦の試合中の着用物で、広告の掲出が認められるのは

- ①ジャージーの前面一か所 100cm²以内
 - ②ジャージーの後面一か所 100cm²以内
 - ③パンツの後ろ面二か所 各100cm²以内
- のみです。(次項以降参考)

■ ポイント③ 公式戦の試合中の着用物で認められる広告は「企業名」、「ブランド名」、もしくは「商品名」のみとなります。

公式戦の試合中の着用物で、掲出できる広告表示はスポンサーの「企業名」、「ブランド名」、もしくは「商品名」のみとなります。スポンサーの保有する「キャッチフレーズ」等は認められません。

* 上記の②、③について、試合中以外のウォーミングアップ等に着用するトラックスーツ、ベンチコートや練習用具類等に掲出される広告については、従来通りとなります。

■ ポイント④ 今回の改正に伴い、Q&A(<https://www.rugby-japan.jp/news/52444>)で示している一部の運用ルールを変更します。

Q15 ガイドラインに沿って広告を掲出したベンチコートを、試合前にピッチ上で整列して行う校歌斉唱等の際に着用は可能でしょうか？

A15 今回の緩和はあくまでもウォームアップやベンチでの着用を認めるものとしており、ピッチ上で、試合の一部ともいえる試合前の整列及び校歌斉唱時に広告掲出のあるベンチコートを着用することは、対象外としており、不可となります。当該試合・大会の運用上支障がなく、主催者により認められている場合は可能です。

■ ポイント⑤ JRFUとして以下のようなカテゴリーのチーム協賛は認めておりません。

- ・ アルコール類全般 ※未成年が在籍するチームに限る
- ・ 消費者金融
- ・ WADA/JADA未承認の健康食品
- ・ パチンコ関連
- ・ 先物取引
- ・ 公営ギャンブル
- ・ 政治・宗教関係
- ・ 公序良俗に反しスポーツ協賛に相応しくない業種

■ ポイント⑥ 公式戦時の広告掲出においては、事前の申請・承認プロセスが存在します。

公式戦の試合中の着用物への広告の掲出については、公式戦で着用する前にJRFUに対して、実際のサンプル、もしくは実物と同じサンプル画像を事前提出し、承認を受ける必要があります。

なお、その承認プロセスには、**最低5営業日**が必要ですので、時間に余裕を持って申請をしてください。

更に、この承認プロセスは、**大学のみに適用されるもの**とし、それ以外のカテゴリーについては、それぞれが出席する大会の規定に沿って対応するものとします。

<問合せ先： JRFUマーケティング部門
(Tel: 03-3401-3321 メール: commercial_inquiry@rugby-japan.or.jp >

承認プロセスが必要な理由

● ポイント⑤で規定された禁止されたカテゴリーの企業、ブランド、商品でないことの確認、並びに、その広告の色や素材、もしくは特別な加工をしていないかを確認する必要があります。

■大学チームによる商業活動の制約事項

■チームによるスポンサー広告掲出可能スペース

<着用ウェアについて>

掲出可能タイミング

| 公式戦 (各協会主催試合) | 着用ウェア | | |
|------------------|-----------------------|--------------------------|---------------------------------------|
| | 公式戦用 ジャージー・ パンツ | 公式戦用 ソックス・ ヘッドキャップ | 練習着・トラックスーツ・ ビブス・ベンチコート・ ポロシャツ等 |
| ウォーミングアップ | ○ | × | ○ |
| 試合中 | ○ | × | ○ |
| 会見・取材時 | ○ | × | ○ |
| 練習・練習試合 | ジャージー | パンツ・ソックス・ ヘッドキャップ | 練習着・トラックスーツ・ ビブス・ベンチコート・ ポロシャツ等 |
| ウォーミングアップ | ○ | ○ | ○ |
| 試合中 | ○ | ○ | ○ |
| 会見・取材時 | ○ | ○ | ○ |

※)各協会主催イベント(合同記者会見等)については、イベントごとにご案内します。

広告・スポンサーロゴサイズ

| | 公式戦時ジャージー | | 公式戦時パンツ | | 公式戦時トラックスーツ・上/ ベンチコート/ポロシャツ | | 公式戦時トラックスーツ・下 | |
|---------------------|-----------|---------------|---------|---------------|--------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| | 個数 | 上限サイズ (cm) | 個数 | 上限サイズ (cm) | 個数 | 上限サイズ (cm) | 個数 | 上限サイズ (cm) |
| チームエンブレム | 1 | 100 | 1 | 100 | 1 | 100 | 1 | 100 |
| チーム名称 | ○ | 任意 | ○ | 任意 | ○ | 任意 | ○ | 任意 |
| 組織ロゴ(大学・社会人チームの場合)* | 1 | 100 | ○ | 100 | 1 | 100 | 1 | 100 |
| 組織名称(大学・社会人チームの場合)* | ○ | 任意 | ○ | 任意 | ○ | 任意 | ○ | 任意 |
| 選手番号 | ○ | 任意 | ○ | 任意 | ○ | 任意 | ○ | 任意 |
| 選手名前 | 1 | 任意 | 1 | 任意 | ○ | 任意 | ○ | 任意 |
| 大会ロゴ | 1 | 100 | 1 | 100 | 1 | 100 | 1 | 100 |
| 製造社ロゴ | 1 | 80 | 1 | 80 | 1 | 80 | 1 | 80 |
| スポンサーロゴ(前面) | 1 | 100 | X | X | 任意 | 合計500 | 任意 | 合計200 |
| スポンサーロゴ(後面) | 1 | 100 | 2 | 100 | 任意 | 合計500 | 任意 | 合計200 |

* 組織ロゴ、組織名称とはチームが所属する大学名、会社名を指す。

※1公式専用ジャージー、パンツに企業名・企業ロゴ、ブランド名、商品名の掲出は認めますが、企業やそのブランドや商品のキャラクターコピーの掲出は認めておりません。

※2公式戦時のジャージー、及びパンツへの広告掲出にあたっては、事前に実物のサンプル、もしくは同じ色やサイズが分かるイラストや画像で、三支部、及びJRFUに提出する必要があります。承認には、実物のサンプルやイラストや画像を受領してから最低5営業日が必要です。

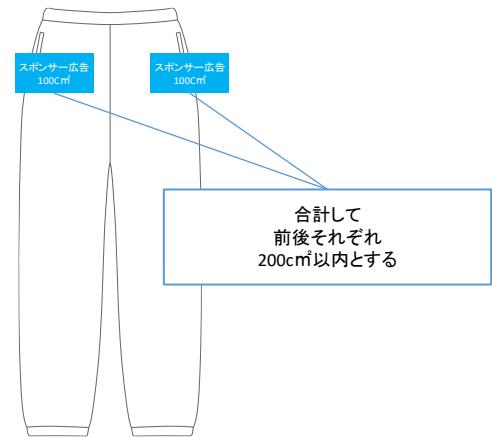
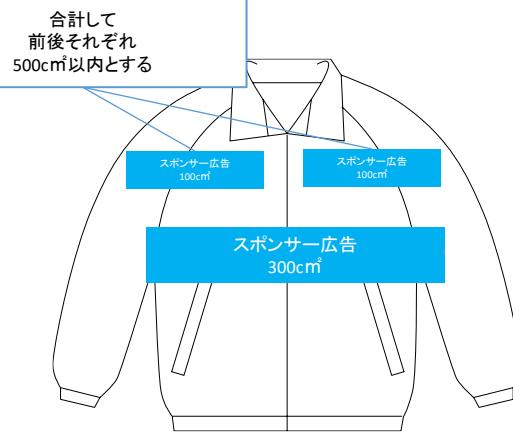
■ 大学チームによる商業活動の制約事項

掲出例

公式試合用着用物



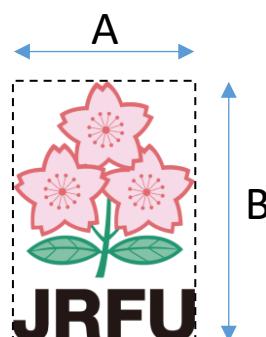
公式戦時トラックスーツ上下/ ベンチコート/ポロシャツ



■ 広告掲出サイズ計測の考え方

●前項で規定した広告掲出のサイズについての考え方は以下の通り、ロゴや名称の外周を囲んだ四角形の面積として計算することとする

例



<広告サイズ>

$$A\text{cm} \times B\text{cm} = X\text{cm}^2$$

<トレーニングギアについて>

掲出可能タイミング

| ギア | |
|------------------|-----------------------|
| 公式戦 (各協会主催試合) | コンタクトバッグ・ スクイズボトル等 |
| ウォーミングアップ | ○ |
| 試合中 | ○ |
| 会見・取材時 | ○ |
| 練習・練習試合 | コンタクトバッグ・ スクイズボトル等 |
| ウォーミングアップ | ○ |
| 試合中 | ○ |
| 会見・取材時 | ○ |

掲出例



*サイズ制限は特に無し

<その他>

- 練習着掲出広告
 - 練習グラウンド掲出バナー
 - チームホームページ
 - チームSNS 等はサイズ・制限無く掲出可とする。
- * 公式戦の試合映像を使った広告掲出等は不可

- 記念ロゴ、フレーズ等は広告に当たらないものとし、掲出する場合は、事前に日本協会(支部を含む)に申請し、承認を得る事とする。
- リーグまたは大会の主催者が、日本協会(支部を含む)と協議の上、広告掲出に関してのルールを定めている場合、当該リーグ又は大会に参加するチームは、その定めに従うこととする。

* その他ご不明な点につきましては、あらかじめご相談ください。

■チーム肖像使用ルール

●チームの監督(HC)・コーチングスタッフ・選手の写真／動画をスポンサーが広告・制作物等に使用する際は3名以上・均等扱いの集団肖像を条件とします。

●写真／動画に個人名を表記することは問題ございませんが、本人の了承を得ることを前提といたします。

使用例



- リーグまたは大会の主催者が、日本協会(支部を含む)と協議の上ルールを定めている場合、当該リーグ又は大会に参加するチームは、その定めに従うこととする。